

議案第23号

長久手市介護保険条例の一部を改正する条例について

介護保険条例改正補足説明資料(介護保険料段階別増減率一覧表)

平成30年3月13日 福祉部長寿課

第6期介護保険事業計画(平成27年度～平成29年度)				第7期介護保険事業計画(平成30年度～平成32年度)				増減率(%)
段階	対象となる方(介護保険条例条項)	基準額の割合	保険料(円)	段階	対象となる方(介護保険条例条項)	基準額の割合	保険料(円)	
第1段階	生活保護受給者、市民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者(第3条第1項第1号)	基準額×0.4※ (基準額×0.45)	24,200※ (27,200)	第1段階	同左(第3条第1項第1号)	基準額×0.4※ (0.45)	25,600※ (28,800)	5.8※ (5.9)
	市民税世帯非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下(第3条第1項第1号)							
第2段階	市民税世帯非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下(第3条第1項第2号)	基準額×0.65	39,300	第2段階	同左(第3条第1項第2号)	基準額×0.65	41,600	5.9
第3段階	市民税世帯非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える(第3条第1項第3号)	基準額×0.75	45,400	第3段階	同左(第3条第1項第3号)	基準額×0.75	48,100	5.9
第4段階	市民税本人非課税者(世帯課税)で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下(第3条第1項第4号)	基準額×0.88	53,200	第4段階	同左(第3条第1項第4号)	基準額×0.88	56,400	6.0
第5段階	市民税本人非課税者(世帯課税)で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える(第3条第1項第5号)	基準額×1.0	60,500	第5段階	同左(第3条第1項第5号)	基準額×1.0	64,100	6.0
第6段階	市民税本人課税者で、合計所得が125万円未満(第3条第1項第6号)	基準額×1.15	69,600	第6段階	市民税本人課税者で、合計所得が120万円未満(第3条第1項第6号)	基準額×1.15	73,700	5.9
第7段階	市民税本人課税者で、合計所得が125万円以上190万円未満(第3条第1項第7号)	基準額×1.4	84,700	第7段階	市民税本人課税者で、合計所得が120万円以上200万円未満(第3条第1項第7号)	基準額×1.4	89,700	5.9
第8段階	市民税本人課税者で、合計所得が190万円以上300万円未満(第3条第1項第8号)	基準額×1.6	96,800	第8段階	市民税本人課税者で、合計所得が200万円以上300万円未満(第3条第1項第8号)	基準額×1.6	102,600	6.0
第9段階	市民税本人課税者で、合計所得が300万円以上500万円未満(第3条第1項第9号)	基準額×1.8	108,900	第9段階	同左(第3条第1項第9号)	基準額×1.8	115,400	6.0
第10段階	市民税本人課税者で、合計所得が500万円以上(第3条第1項第10号)	基準額×2.0	121,000	第10段階	市民税本人課税者で、合計所得が500万円以上750万円未満(第3条第1項第10号)	基準額×2.0	128,200	6.0
				第11段階	市民税本人課税者で、合計所得が750万円以上1000万円未満(第3条第1項第11号)	基準額×2.2	141,100	16.6
				第12段階	市民税本人課税者で、合計所得が1000万円以上1500万円未満(第3条第1項第12号)	基準額×2.4	153,900	27.2
				第13段階	市民税本人課税者で、合計所得が1500万円以上(第3条第1項第13号)	基準額×2.6	166,700	37.8
基準額	年額60,500円(月額5,045円)			基準額	年額64,100円(月額5,345円)			6.0

※ 公費負担により、第1段階の基準額に対する割合を0.45から0.4に軽減を図っています。

第7期介護保険事業計画の介護保険料の算定について

介護保険料の算定手順及び第6期に比べて保険料が上がる理由は以下のとおりです。

算定手順

①「全体人口、要介護度別認定者数の推計」

住民基本台帳人口、国勢調査人口及び年齢別・要介護度別の認定率の実績等を基に、各年度の人口及び認定者数を推計します。

②「各サービス利用者数の推計」

平成28年度の利用状況、施設の整備予定等を参考に、施設・居住系サービス、居宅サービスの順に利用者数を推計します。

③「各サービス量の推計」

給付実績、②で推計した利用者数から、サービスの種類別に、年度ごとのサービス量を見込み、総給付費を推計します。

④「必要な保険料額を算出」

③で推計した総給付費及び地域支援事業費から、第1号被保険者全体の負担分の保険料(23%+5%)を算出し、介護給付費準備基金の取崩し額(1億円)を減じます。
(長久手市は国の調整交付金が不交付のため、総給付費の5%を第1号被保険者が負担。)

※調整交付金とは後期高齢者の割合や第1号被保険者の所得分布状況による市町村間の保険料基準額の格差を是正するための国の交付金。

⑤「保険料基準額の算出」

④で算出した必要額を、予定収納率及び推計した被保険者数で割り戻し、保険料を算出します。

⇒ **結果、基準月額は5,345円となりました。**

保険料が上がる主な理由

- ・75歳以上人口が増加し、要支援・要介護認定者数も増加することにより、介護給付費及び地域支援事業費の総額が約65億円から約74億円に増加するため。
- ・第1号被保険者の負担割合が27%(22%+5%)から28%(23%+5%)に上がるため。
- ・地域区分(介護従業者賃金の地域差)が7級地から6級地になり2%程度上がるため。
- ・計画上の試算によると、保険料基準額5,345円(月額)中、約30円が老人保健施設の整備により増額となるため。(施設を作ると市民のためになりますが保険料も上がります。)